

# 保育闘争委員会ニュース 公的保育を守り拡充させよう

2010年  
11月26日(金)  
第14号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

## 小金井市議会でも採択 自治体議会 意見書採択 広がる

新システム反対や国の責任で待機児童の解消を求める意見書の採択がすすんでいます。東京で新たに小金井市議会が意見書が採択され、これで清瀬市・中野区・荒川区・北区と合わせ5議会となりました。

神奈川県では実行委員会の意見書採択を求める運動によって、伊勢原市、大和市、秦野市、逗子市、葉山町などで続々と意見書が採択されています。大分県議会では、新システムを保育の産業化を促進するものとして、現行保育制度の堅持・拡充を求める意見書が採択されました。

また、香川県議会では、保育所給食の外部搬入の全国展開の再考を求める意見書を採択しています。

まだまだ地方には新システムの内容が知らされていません。自治体議会だけでなく、各議員、首長、自治体当局への情報提供と働きかけを強めながら、12月議会で新システム反対の意見書採択の取り組みを一気に進めましょう。

## 特別区区長会要請を実施 公的保育・福祉を守る東京実行委員会

### 「趣旨は理解できる」「各区で要請を」

「公的保育・福祉を守る東京実行委員会」は、11月17日15:00から区政会館において、特別区区長会に対する要請を行いました。区長会からは調査第1課主査森野氏と中村氏が対応しました。

要請文に基づき懇談をすすめ、民主党がすすめようとしている「子ども・子育て新システム」は経済の理論ですすめられ、子どもの権利の視点が全くない点などを現場の状況と合わせて説明しました。「趣旨、内容は理解できる。12月上旬の区長会総会で資料として今回の要請書を配布するが、総会では各区の区長が集まってくるので、それぞれの区長への活動が大事。直接行って訴えるのがよいと思う」とのことでした。

今後、自治体要請が行われていないところについては、自治体要請の重要性を訴え、取り組みを強めることを確認しました。

## 公的東京実行委事務局会議 当面の行動確認

「公的保育・福祉を守る東京実行委員会」は11月17日事務局会議を開催し、下記の行動を確認しました。

### ①他団体要請行動

市長会、町村長会→1時間弱懇談。課長が対応し、国が責任をもつべきと一定理解を示す。

### ②地元議員への要請

要請文と地元議員一覧を準備し、期間を設定して呼びかける。合わせて自治体当局にも要請する。紹介議員になってもらうため、12月末までに地元議員との懇談にまわる。今月中に、全都議に郵送し各会派要請にまわる。(手紙、要請書、チラシ、署名)

### ③都議会各会派、議員署名要請行動 12月10日(金) 13:45集合

都議会議会棟エントランス集合 14:00～ 各会派に郵送、電話を入れる

④「新システムに反対し、保育をよりよくする統一宣伝行動」12月18日(土)

場所 新宿西口京王デパート前

時間 13:30~14:30(13:15集合)

## 都の児童相談所職員(児童福祉司)からも声

# 児相から見た新システムの問題点

この問題を児童相談所の立場から見ると、重要な子育て資源である保育園の機能を維持できなくなることにより重大な懸念を感じます。児童相談所では、養育に困難をきたしている家庭を援助する際に、保育園の就園を勧めます。昼間に子どもと離れる時間を持つことで養育の行き詰まりを防ぎ、あるいは、保育士さんから子育てや家族の悩みを聞いてもらったり、具体的な育児支援をしてもらうことで、家庭を支えます。

児童相談所から意見書を区市町村に提出することで、区市町村と連携して保育園への通園を保障します。特に施設から家族再統合をするときには、小さい子の場合、必ずと言っていいほど保育園への通園を条件とします。

保育園というところは家族ぐるみを支えてくれ、また保護者の話をいつでも聞いてもらえそして毎日子どもと会って様子を観察してもらえます。

地域の子育て資源として、これほど重要なところはないと思います。

今進められている新システムでは行政の責任が後退し、区市町村は保育の必要時間を認定し、あとは家庭が保育園と直接契約するのが基本です。そんなシステムで、本当に必要とされる家庭に保育園通園が保障されるのでしょうか。私は極めて疑問を感じています。

児童相談所が区役所・市役所に意見書を提出しても、難しいですよと言われることがあります。待機児童が多すぎるからです。今も保育園のあきがないために援助に困難をきたす家庭をいくつか抱えています。この新システムが待機児童問題解消につながるのでしょうか。

先日開かれた子ども家庭福祉学会のシンポジウムでは、厚生労働省の担当者が、待機児童解消には必ずしもつながらないと発言していました。

では、何のための制度「改革」なのでしょう。

新システムの内容で、もう一つ気になるのが、生活時間の扱いです。保育時間を一律の価格で購入する形になるため、子どもの生活が時間単位でばらばらに分解されるのではないかと心配します。

これは介護保険や障がい者自立支援法で生じた問題です。時間単位で生活を購入するようになり、生活が細切れに分断されました。例えばバスハイクに参加したければ、希望者はその分の単価を払って、やっと参加できます。

これと同じことが保育分野にも持ち込まれるのではないかと思います。介護保険や障がい者自立支援法では、事業者も経営が圧迫され、一日当たりの人数で収支が変わり、常勤職員は削減せざるを得ない状況でした。また、利用料徴収事務が大変となりました。

今後どのように制度設計されるのか詳細はよくわかりませんが、まずはよく学習して、問題を明らかにしたいものです。とにかく子どもの生活をまるごと支える保育の良さが失われないようにと願うのみです。地域主権一括法案と並んで、次の国会の重大なテーマだと思います。

**【傘下の組織や保育関係者に配信・配布してください。配信希望者は氏名と所属、**

**「保育闘争委ニュース希望」と明記し、パソコンよりメールでお申し込みを】**

**【内容を圧縮した「携帯メールニュース」も希望者に配信中。職場委員さんなどにも広めてください。携帯からメールでお申し込みを】**